

# 大淀学園職員賞罰取扱規程

制 定 平成 6年7月29日

最終変更 平成24年3月29日

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、大淀学園就業規則（以下「就業規則」という。）に定めるもののほか、大淀学園職員の表彰懲戒の取り扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「所属長」とは、当該職員を監督する地位にある法人事務局の局長、大学の学長並びに高等学校及び中学校の校長をいう。

## 第2章 表 彰

(表彰の上申)

第3条 所属長は所属職員に就業規則第49条に規定する業績があると認めるときは、表彰上申書（様式第1号）により理事長に上申しなければならない。

(表彰委員会)

第4条 表彰の可否を審査するため、法人事務局に表彰審査委員会（この章において「委員会」という。）を置く。

(表彰委員会の組織)

第5条 委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

2 委員長は、理事長をもって充てる。

3 委員は、常務委員会の委員をもって充てる。

(表彰記録簿)

第6条 理事長が表彰を行ったときは、法人事務局において表彰記録簿（様式第2号）に記録しておくものとする。

## 第3章 懲 戒

(規律違反)

第7条 この規程において規律違反とは、職員が就業規則第52条に該当する場合をいう。

(懲戒審査委員会)

第8条 職員の規律違反を審査するため、法人事務局に懲戒審査委員会（この章において「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第9条 委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

2 委員長は理事長をもって充てる。

3 委員は、「学校法人大淀学園寄附行為施行細則」第5条に定める常務委員会の委員をもって充てる。

(上申)

第10条 所属長は、所属の職員に規律違反の疑いがあると認めるときはその事実を調査し、懲戒に当たると認めるときは、上申書（様式第3号）により理事長に上申しなければならない。

(理事長の措置)

第11条 理事長は前条の規定による申立があった場合は必要な調査を行い、その申立に相当の理由があると認めるときは、委員会に付議するとともに、申立てられた職員（以下「被申立者」という。）にその旨を通知するものとする。

2 理事長は、前条の規定にかかわらず、職員に規律違反の疑いがあると認めるときは、前項の措置をとるものとする。

(審査の開始)

第12条 委員長は、前条の規定により事案の審査を付議された場合には、すみやかに委員会を招集するものとする。

(勤務に関する指示等)

第13条 理事長は、規律違反の申立があった場合において規律違反の事実を調査し、又は審査するため、特に必要があると認めるときは、その事案の審査が終了するまでの間被申立者の勤務を停止することができる。

(委員会の審査)

第14条 委員会の審査は書面審査によるものとする。

2 被申立者は、委員会に弁明の機会を与えるよう申し出ることができる。

3 前項の申出は、第11条の通知を受けたのち、すみやかに様式第4号による申出書を委員長に提出することにより行わなければならない。

(委員会の定足数)

第15条 委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 委員会の決定は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員の徐斥)

第16条 委員長及び委員は、自己の親族に関する事案の審査に関与することができない。

(弁明の機会)

第17条 委員長は第14条第3項の申立書を受理したときは、弁明の日時及び場所を定めて規律違反の被疑事実とともに、被申立者に通知しなければならない。

2 被申立者は、委員長に対し必要な証拠を提出することができる。

3 被申立者が、正当な理由がないのに指定された日時・場所に出頭しない場合は、弁明の機会を放棄したものとみなす。

(審査の決定)

第18条 委員会は、審査の決定を行ったときは直ちに様式第5号の審査決定書を作成し、理事長に通知しなければならない。

(文書の交付)

第19条 規則第54条第2項に定める説明書は様式第6号とする。

(説諭処分)

第20条 理事長は、委員会の審査の決定により職員に規律違反の事実があったと認められた場合において、懲戒処分を宥恕することが相当であると認めるときは、懲戒処分に替えて説諭を行うことができる。

2 前項の規定により説諭を行う場合には、様式第7号の文書を交付して行うものとする。

3 所属長は、第1項に規定するほか所属する職員の軽易な非行に対して説諭することができる。この場合には、様式第7号に準じた文書を交付して行うものとする。

#### 第4章 雑 則

(規程の変更)

第21条 この規程を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、平成6年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 宮崎産業経営大学職員表彰審査委員会規程及び宮崎産業経営大学職員懲戒審査委員会

規程は廃止する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

学校法人 大淀学園  
理事長

殿

所 属

印

表 彰 上 申 書

被表彰者		副 賞
業 績 の 概 要		

表 彰 記 録 簿

月 日	所 属 氏 名 年 齡	業 績 の 内 容	副 賞
番 号			
月 日 No.			

様式第3号

平成 年 月 日

学校法人 大淀学園  
理事長

殿

所 属	
所 属 長	印

上 申 書

所 属	
職 名	
氏名年齢	

上記の者の規律違反につき次のとおり上申します。

記

1. 規律違反の内容

2. 添付書類  
(1) 身上調査書  
(2) 証 拠

様式第4号

平成 年 月 日

学校法人 大淀学園  
懲戒審査委員会委員長 殿

所 属  
職 名  
氏 名  
印

弁 明 の 機 会 供 与 申 出 書

私の規律違反についての懲戒審査委員会の審査につき、弁明の機会をあたえられるよう、  
申し出ます。

様式第5号

審 査 決 定 書

平成 年 月 日 付

に関する懲戒事案は、

審査した結果、次のとおり決定した。

記

懲戒処分の種別、程度その他必要と認める事項

平成 年 月 日

委員長

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

様式第 6 号

懲 戒 処 分 書

		整理番号	
(氏 名)		(職 名)	
(懲戒処分の内容)			
(処分理由)			
平成 年 月 日			
任命権者 学校法人 大淀学園 理事長			
交 付 年 月 日	平成 年 月 日	交 付 場 所	

説 諭 書

所 属  
職 名  
氏 名

上記の者

規 律 違 反 の 事 実

上記に対し、大淀学園職員賞罰取扱規程第20条の規定により

説諭する。

平成 年 月 日

学校法人 大淀学園

理事長 大 村 昌 弘